

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により公告する。

令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事業施行期間

平成九年五月九日から令和十七年三月三十一日（清算期間五年を含む）

三 施行地区

埼玉県八潮市大字伊勢野、大字大瀬、大字古新田、大字圀、大字大原及び大字

大曾根の各一部

四 土地区画整理事業の名称

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二

埼玉県八潮新都市建設事務所

六 事業計画の決定の年月日

平成九年五月九日

七 変更の年月日

令和七年十月二十四日